様式第19号(その1―4)(第37条～第39条、第57条関係)

(表)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 納付書全期 | 軽 | 　 | 納付済通知書全期 | 軽 |  | 年度　軽自動車税納税通知書兼領収済証書　　　全期 | 　 | 　 | 年度　軽自動車税車検用納税証明書 | 　 |
| 納税者名 | 納税者名 |  | 行政区 |  | 通知書番号 |  | 行政区 | 　 |
|  | 納税者(住所)(氏名)様　 | 納税者(住所)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(氏名)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様 |
| この税額を納期限までに納めて下さい。　　 |
| 　 | 様 | この納付書は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないでください。 | 様 | この納付済通知書は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないでください。 | 年度軽自動車税(全期) | 車種及び年税額 | 備考 |
| 原付自転車 | 一種 | 50cc以下 | 00 | 1,000円 | 軽自動車 | 二輪 | 32 | 2,400円 |
|
| 車種 |  | ミニカー | 01 | 2,500円 |
| 三輪 | 40 | 3,100円 |
| 二種乙 | 90cc以下 | 10 | 1,200円 |
|
| 標識番号 |  | 二種甲 | 125cc以下 | 20 | 1,600円 | 四輪貨物 | 営業用 | 50 | 3,000円 | 年度軽自動車税(全期) |
| 口座番号 | 琉銀(名護支店089-712)沖銀(名護支店900105)海邦銀行(国頭支店019762)やんばる農協国頭支所0351177 | 加入者 | 口座番号 | 琉銀(名護支店089-712)沖銀(名護支店900105)海邦銀行(国頭支店019762)やんばる農協国頭支所0351177 | 加入者 | 小型特殊 | 農耕用 | 80 | 1,600円 | 自家用 | 51 | 4,000円 |
| 国頭村助役 |
| 国頭村助役 | 税額 | 円 | その他 | 90 | 4,700円 | 四輪乗用 | 営業用 | 60 | 5,500円 | 通知書番号 | 　 |
| 小型二輪 | 70 | 4,000円 | 自家用 | 61 | 7,200円 |
| 年度軽自動車税(全期) | 年度軽自動車税(全期) | 督促手数料 | 円 | 納付場所・国頭村助役・琉球銀行本店・支店・沖縄銀行本店・支店・沖縄海邦銀行本店・支店・やんばる農業協同組合本所・支所 | 車種 | 　 |
|
| 通知書番号 | 　 | 通知書番号 | 　 | 延滞金 | 円 | 標識番号 | 　 |
| 行政区 | 　 | 行政区 | 　 |
| 税額 | 円 | 税額 | 円 | 合計 | 円 | 税額 | 円 |
| 納期限 | 　 | 納期限 | 　 | 納期限 |  | 有効期限 | 　 |
| 　 | 上記のとおり納付します。 | 通知のとおり納付がありましたのでします。 |  | 　上記のとおり領収しました。　国頭村助役 | 注意備考欄に未納のあるもの又は右欄に領収日付印のないものは、この証明書では車検は受けられません。 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 領収日付印 | 　　国頭村助役様 | 領収日付印 | 領収日付印 | 領収日付印 |
| 　 | 全期 | 全期 | 全期 | 全期 |
| 　 | 　 |
| 　 | 沖縄県国頭村(金融機関用) | 　 | 　 | 沖縄県国頭村(助役用) | 　 | 　 | 沖縄県国頭村(納税者用) | ※この領収証書は後日の紛争をさけるため5年間保存して下さい。※裏面もごらん下さい。 | ※この納税証明書は、車検に使用するものですから大切に保管して下さい。 |

(裏)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 　軽自動車税の課税の根拠、その他について　1．納税義務者この軽自動車税は地方税法第442条の2及び国頭村税条例第80条の規定に基づいて原動機付自転車、軽自動車、小型特種自動車及び二輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)に対してその所有者又は使用者に課されます。なお、所有権留保付売買の対象となった軽自動車等については買主が納税義務者とされています。2．納税義務の発生消滅の申告4月2日以降においてあらたに所有した車両についてはその日から15日以内に、また納税義務が消滅したときはその日から30日以内に村長に申告してください。3．賦課に違法又は錯誤があった場合の救済この税の賦課について違法又は錯誤があると認める場合は、この納税通知書の交付を受けた日から60日以内に村長に対し文書をもって異議の申立てをすることができます。4．納期限までに税金を納付されなかった場合の措置納期限までに税金を納めないときは、次のような余分の負担がかかります。(イ)　延滞金納期限の翌日から1ケ月を経過する日までの期間については年100分の7.3納期限の翌日から1ケ月を経過する日から納付の日までの期間については年100分の14.6(ロ)　督促手数料……督促状1通につき100円(ハ)　滞納処分督促を発送した日から起算して10日をすぎても完納されないときは、滞納処分を受けることになります。 | 　 | 　 |